

(別紙)

## 誓約書

### 株式会社ジェイアール東日本企画 御中

私は、ふるさとプロデューサー育成支援事業（実施：株式会社ジェイアール東日本企画）（以下、「本研修」といいます。）において、研修生として参加するにあたり、次の事項を確実に遵守することを誓約いたします。

1. 研修の目的は下記の「研修の目的」とおりであり、アルバイトやパートなど労働力を提供し、賃金などの対価を得ることを目的としたものではないことを十分に理解し、募集要項・運営事務局の規定・指導助言に従って、ふるさとプロデューサーを目指す研修生として誠実に、最後まで責任を持って取り組みます。

#### 【研修の目的】

本事業および本研修の目的は、中小企業・小規模事業者が行う地域資源を活用した事業を促進し、全国津々浦々の地域や中小企業・小規模事業者の活性化を図ることを目的とします。地域の多くの関係者を巻き込み、地域の特色を活かした農林水産物を含む産品をブランド化し、国内外に売り出すことにより地域の活性化につなげる「ふるさとプロデューサー」となる人材を育成することを目的とする。

2. 事務局への提出書面に虚偽の記載を一切しません。また、研修期間中、住所の異動その他、身上に重大な変動があった場合は直ちに事務局へ届け出ます。
3. 本研修により知り得たいかなる事項については、研修が終了した後といえども、事務局への書面による許可なく、第三者に開示・漏洩し、若しくは不正使用しません。特に研修期間中取り扱う書類、ノート、磁気ディスク、その他これに類する資料及びその写しなどの保管・管理については
  - (1)事務局の諸規程・指示に従います。
  - (2)事務局の書面による許可なく、第三者に譲渡・貸与し、若しくは自ら不正使用しません。
  - (3)研修終了後は直ちに事務局に返還します。
4. 研修には最後まで責任を持って取り組み、研修受入先に迷惑をかけません。
5. 万が一、研修への参画の継続が困難に陥った場合、もしくは参画頻度の維持が困難な状況に陥った場合は、必ず運営事務局に連絡・相談し、研修受入先担当者を含め三者で討議します。
6. 研修期間中に、研修生が提出すべき資料として運営事務局に指定された「日報」「アンケート」等については、指定された提出期限を守ります。
7. 本プログラム参加期間中の病気、ケガ、事故等については、十二分に注意し、万が一、ケガ・事故等が発生した場合は、研修受入先及び運営事務局に速やかに連絡します。
8. 本誓約書に定めなき事項については、運営事務局の指示を仰ぎ、その指示に従います。
9. 万一、上記事項のいずれかに一つでも違反した場合、或いは貴法人において私が研修生として不相当であると判断された場合には、研修期間中といえども即時研修を中止されても異議を唱えません。また、その場合は、法的措置（損害賠償、指止請求）等に服します。
10. 上記に関する紛争についての管轄は貴法人の主たる事務所の所在する都道府県の裁判所とします。
11. 本誓約書については、上記第3条の秘密保持規程を除き、研修期間中において有効とします。
12. 本誓約に定めのない事項及び本誓約書の運用、解釈に疑義が生じた場合は、法令または慣習に従い協議の上、誠意をもって解決します。

以上

平成 年 月 日

研修生 氏名

印

※本研修は中小企業庁の委託事業として、株式会社ジェイアール東日本企画が実施しています。

※個人情報の保護に関して：お預かりした個人情報は事業運営のためだけに利用し、第三者に開示いたしません。但し、本事業の委託元である中小企業庁、ジェイアール東日本企画並びにジェイアール東日本企画が業務委託する委託先に対しては、本事業の実施運営のため、関連する情報を提供することがあります。